

人委給第110号

平成26年10月10日

千葉県議会議長 阿部 紘一 様

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県人事委員会

委員長 川野辺 二郎

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、
職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙
第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告
します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	職員の給与と民間給与との比較	5
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 通勤手当	
	(3) 特別給	
5	物価及び生計費	6
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
6	人事院の報告及び勧告の概要	6
7	本年の給与改定	7
	(1) 改定についての考え方	
	(2) 本年の給与改定	
8	給与制度の総合的見直し	9
	(1) 基本的考え方	
	(2) 本県の状況及び今後の見直しの方向性	
	(3) 改定又は見直すべき事項	
	(4) 改定の実施時期等	
9	教員給与の見直し	13
10	再任用職員の給与	13
11	今後の給与制度の在り方	13
12	給与改定実施の要請	14

別紙第2	勧告	15
------	----	----

別紙第3 公務運営に関する報告

1	雇用と年金の接続	89
2	能力・実績に基づく人事管理	90
3	多様で有為な人材の確保	90
	(1) 人材の確保	
	(2) 就職活動時期の後ろ倒しへの対応	
4	勤務環境の整備	91
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) ハラスメント防止対策	
	(4) 両立支援の推進	